(二)　輸出酒類販売場制度について、消費税の輸出物品販売場制度における電磁的記録に記録された事項に関する見直しに伴い、所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法第八七条の六関係）

(三)　入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長した上、令和三年一〇月一日以後の特例税率を一、〇〇〇本につき一万四、五〇〇円（改正前一万三、五〇〇円）に引き上げることとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(四)　航空機燃料税の税率の特例措置について、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までの間の税率を一キロリットルにつき九、〇〇〇円（改正前一万八、〇〇〇円）に引き下げることとした。（租税特別措置法第九〇条の八関係）

(五)　沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までの間の税率を一キロリットルにつき四、五〇〇円（改正前九、〇〇〇円）に引き下げることとした。（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(六)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、令和三年四月一日から令和四年三月三一日までの間の税率を一キロリットルにつき六、七五〇円（改正前一万三、五〇〇円）に引き下げることとした。（租税特別措置法第九〇条の九関係）

(七)　自動車重量税の免税等の特例措置について、燃費性能に関する要件の見直し等を行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(八)　公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一三関係）

(九)　車両安定性制御装置等を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例措置について、側方衝突警報装置を装備した一定の貨物自動車を特例の対象に加える等の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の一四関係）

八　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正関係

所得税法の源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金等の計算期間の改正に伴う所要の整備を行うこととした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条関係）

九　税理士法の一部改正関係

税理士等が税務代理をする場合における租税に関する申告書等について、押印を要しないこととした。（税理士法第三三条及び第三三条の二関係）

一〇　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正関係

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を一年延長することとした。（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八〇条関係）

一一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

所得税法の確定申告書の提出義務の見直し後においても、還付申告書（その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合におけるその還付申告書に限る。）を提出することができる者は、改正前の制度と同様に、財産債務調書を提出しなければならないこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条の二関係）

一二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正関係

1　国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しを行うこととした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条、第五条及び旧電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第六条～第九条関係）

(一)　承認制度を廃止する。

(二)　国税関係帳簿の電磁的記録等による保存制度について、その対象から一定の国税関係帳簿を除外する。

(三)　国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、国税関係書類に係る電磁的記録の保存が一定の要件に従って行われていない場合（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）についても、当該電磁的記録を保存すべき期間等の要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならないこととする。

2　電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面等の保存をもって当該電磁的記録の保存に代えることができる措置を廃止することとした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条関係）

3　他の国税に関する法律の規定の適用について、次の措置を講ずることとした。（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第八条関係）

(一)　一定の要件に従って備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類に係る電磁的記録等に限り当該国税関係帳簿又は当該国税関係書類と、一定の要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録に限り国税関係書類以外の書類と、それぞれみなす。

(二)　一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録等の備付け及び保存が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たしている場合において、当該電磁的記録等（一定の日以後引き続き当該要件を満たして備付け及び保存が行われているものに限る。）に記録された事項に関し修正申告等があったときの過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該修正申告等に係る過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限る。）の一〇〇分の五に相当する金額を控除した金額とする。ただし、その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがあるときは、この限りでない。

(三)　一定の国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、その税額の計算の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装していたところに基づき当該期限後申告等をしていたときの重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該期限後申告等に係る重加算税の額の計算の基礎となるべき税額（当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく税額に限る。）の一〇〇分の一〇に相当する金額を加算した金額とする。

一三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　特定住宅被災市町村の区域内の土地等を地方公共団体等に譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、適用対象となる事業を次に掲げる土地等の区分に応じ次に定める事業とした上、その適用期限を五年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の五、第一八条の九及び第二六条の九関係）

(1)　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業

(2)　特定住宅被災市町村の区域のうち復興推進区域以外の区域内にある土地等　当該土地等が所在する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための一定の計画に記載された事業（令和三年三月三一日において当該計画に記載されていたものに限る。）